

2024年4月23日

〒252-8550

神奈川県座間市相武台二丁目12番1号

東京コスモス電機株式会社

代表取締役社長 岩崎 美樹様

Cc：同取締役会 御中

株主提案書

Global ESG Strategy（以下「我々」といいます。）は、東京コスモス電機株式会社（以下「当社」といいます。）の総株主の議決権の100分の1以上の議決権又は300個以上の議決権を6か月前から引き続き有する株主として、会社法第303条第2項に基づき、2024年6月開催予定の当社第67回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）につき、下記第1に記載する議題（以下「本議題」といいます。）を株主総会の目的とすることを提案するとともに、本議題について、下記第2に記載する議案（以下「本議案」といいます。）を提出し、同法第305条第1項、同法第325条の3第1項第4号及び同法第325条の4第4項並びに会社法施行規則第93条に基づき、本議案の要領を株主に通知することを請求いたします。

第1 提案する議題

議題1：剰余金処分の件

議題2：定款の一部変更の件（剰余金の配当方針について）

議題3：定款の一部変更の件（取締役による株主との面談対応について）

第2 議案の要領及び提案の理由等

1. 議題1：剰余金処分の件

(1) 議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

本議案は、本株主総会において当社取締役会又は我々以外の当社株主が剰余金の処分の件を提案する場合には、それら提案とは独立して追加で提案するものとする。

(ア) 配当財産の種類

金銭

(イ) 一株当たり配当額

金 571 円から、本株主総会において当社取締役会又は我々以外の当社株主が提出し、かつ可決の決議がされた剰余金の処分に関する議案に係る普通株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額（本株主総会において当社取締役会又は我々以外の当社株主が剰余金の処分に関する議案を提出しない場合には金 571 円）

(ウ) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額（配当総額は、1株当たり配当額に2024年3月31日現在の当社発行済株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）

(エ) 剰余金の配当が効力を生じる日

本株主総会の日

(2) 提案の理由

当社は、本年4月に新中期経営計画¹を公表し、2026年度の株主資本配当率（DOE）を3.5%とし、段階的に増配を目指すとしており、株主還元策を拡充する方針であることは一定の評価に値します。しかし、当社の配当性向はここ数年低い水準で推移し²、自己株式取得もあつたものの約7億円のネットキャッシュ³を保有するに至っ

¹ 2024年4月2日付「第2次中期経営計画の策定と資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」<https://www.tocos-j.co.jp/tocos-j-wp/wp-content/uploads/2024/04/20240402-1.pdf>

² 例えば、2022年3月期の連結ベースでの配当性向は6.7%、2023年3月期は7.3%です。

³ 自己資本とネットキャッシュは2023年12月末時点の連結ベースの数字

ています。当社は我々に、2026年度末において若干のネットキャッシュになるとの見通しを示す等しており、十分に効率的な資金計画とは言えません。東証の要請する「バランスシートをベースとする資本コストや資本収益性を意識した経営」⁴からも未だ乖離しており、現時点で十分な投資計画が示されていない以上、大胆な株主還元として配当性向100%の配当を行うことを提案します。配当性向100%、配当利回り3.0%と想定した場合、当社株価は約19,000円（現在株価の約5倍）まで上昇することが見込まれます。

2. 議題2 定款の一部変更の件（剰余金の配当方針について）

(1) 議案の要領

現行の定款「第7章 計算」の章に、第41条として、以下の条文を新設し、現行定款第41条以降の条数を各々1条ずつ繰り下げる。

なお、本株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（剰余金の配当方針）

第41条 当社は、2024年度から2026年度までの期間において、剰余金の年間配当額の決定に際し、配当性向（配当総額÷当期純利益（連結財務諸表数値）により算出する。）100%又は株主資本配当率（DOE、Dividend-on-Equity。「配当総額÷純資産合計（連結財務諸表数値）」により算出する。）10%のどちらか高い方を満たす年間配当額とする配当方針を採用し、法令上許容される限り、当該配当方針に従って年間配当額を決定する。

(2) 提案の理由

当社新中計にて株主還元の改善が見られるものの、依然過度に資金を留保する内容であり不十分です。2023年度の期末配当の配当性向100%の配当の提案に加えて、蓄積された内部留保の株主還元のための一時的な手当てとして、2026年度までの期間、同水準の配当を維持すること、並びに配当性向及びDOEを配当決定方針に加えることを提案します。

本提案の配当方針による財務インパクトを我々が当社新中計の売上・利益計画、設備投資計画等を踏まえた前提条件で合理的に検証したところ、2026年度末でネットD/Eレシオ0.3倍、ネットデット/EBITDA1.0倍、純資産比率47%となりました。当社によると、新中計では2026年度末において若干のネットキャッシュになる見通しとのことです。本提案の配当方針に基づくと、若干のネットデットとなるものの、当社の財務健全性を損なわず、引き続き十分な財務余力を有することは明らかです。

⁴ 「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」1頁 <https://www.jpx.co.jp/equities/follow-up/jr4eth0000004vj2-att/jr4eth0000004w6n.pdf>

3. 議題3 定款の一部変更の件（取締役による株主との面談対応について）

(1) 議案の要領

現行の定款「第4章 取締役および取締役会」の章に、第33条として、以下の条文を新設し、現行定款第33条以降の条数を各々1条ずつ繰り下げる。

なお、本株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（取締役による株主との面談対応）

第33条 当会社の取締役は、当会社の3%以上の議決権を有する株主又は当該株主が保有する当会社の株式につき投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき、当会社の株式に投資をするのに必要な権限を有する者（以下「運用者」という。）から個別面談の要請があった場合、20営業日以内に個別面談に応じる。ただし、やむを得ない理由により当該期間内の個別面談ができない場合には、5営業日以内に面談を要請した株主又は運用者にその旨を通知の上、対応可能な個別面談の日時を別途設定する。個別面談要請があった場合の面談の回数については、株主又は運用者当り、取締役（監査等委員である者を除く。）については四半期に1回以上、監査等委員である取締役については年に1回以上応じるものとする。

(2) 提案の理由

我々は、本株主総会に先立ち、当社に対し全取締役との個別面談を重ねて申し入れましたが、一部の取締役との個別面談が実施されたのみでした。コーポレートガバナンス・コードは、上場会社は企業価値向上のため株主総会の場以外において、株主との間で建設的な対話を行うべきとしています⁵。また、株主平等原則は、合理的な範囲で株式数に応じて取り扱いの差異を設けることを許容しており、企業価値向上の観点から対話を実施するにあたり、大株主との個別面談を妨げるものではありません。定款において、取締役による大株主との個別面談応答の義務を明記しこれを実施することは、株主との建設的対話が促進されることを通じて当社の企業価値向上に資するのみならず、当社の経営陣の透明性、開かれた態度を表すものとして画期的であり、当社が他の上場企業の先駆的存在であると内外に示すことは、市場による当社株価の評価にもつながります。

以上

⁵ コーポレートガバナンス・コード、基本原則5